

医療費の内訳

公的医療保険制度に加入していれば、公的医療保険対象の治療や入院にかかる医療費のうち、**自己負担として支払うのは原則3割**です。

残りの7割は加入している公的医療保険制度から支払われます。



病院の窓口で支払っている金額は
実際にかかった医療費の一部です。

自己負担分

自己負担3割(*)

高額療養費制度に
よる払い戻し

公的医療保険制度7割

(*)6歳(義務教育就学後)~69歳の場合。
公的医療保険制度における医療費の自己負担割合は年齢等によって決まります。

自己負担分

公的医療保険が適用される
部分での自己負担

一定限度を超えたとき、払い戻しを受ける
「高額療養費制度」の自己負担限度額分

入院時の食事代の一部負担
通常1食につき460円の自己負担

+

公的医療保険適用外

公的医療保険適用外の自己負担

公的医療保険制度対象外の
先進医療にかかる費用

希望されて個室等に入院した場合の
特別料金差額ベッド代

その他の諸費用

・交通費 ・入院時の日用品
・診断書取寄 など



入院には意外といろいろな出費がかさみそう…

● 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。